

城下町変質の過程

— 祭礼・芸能・若者を通して —

Transformation Process of Castle Town:

Through Festivals, Performing Arts, and Youth Associations

松本 四郎

Shiro MATSUMOTO

はじめに

数年前に『城下町と日本人の心性』という論文集を書評したことがある¹⁾。この本は岩下哲典氏が座長の「城下町と日本人の心」研究会に集った同人七人の研究者による共同研究の成果で、「城や城下町」が地域の人びとの心性に、とりわけ共同体の精神にどう影響を及ぼしていったか、という点を共通の課題にしていた。具体的には城郭の中の天守の役割り、さまざまな築城伝説、あるいは一国一城令と城下町の関わりなど、多彩なテーマの個別研究を収めている。ただ気になったのは、「あとがき」を読むと研究会を組織してい

る財団事務局が考えている「城や城下町」に対する人びとの親近感なるものを、その成立当初から変わらずに想定しているのではないかと思われる点である。とするなら、これまで近世都市史の研究者たちが進めてきた「城や城下町」の変化・発展に関する研究とどう関わるのか、もう少しはつきりさせたほうがよくないか、ということである。こうしたことを念頭に置きながら、ここでは自分なりに近世の城下町がどう成立し、変化していったかを、祭礼・芸能・若者などを通して改めて検討したものである。舞台は前稿と同じ奥州盛岡である。

1. 城下町々の成立

南部氏は慶長期以降に三戸（現青森県）から居城と城下を盛岡に移している。前稿では、寛永期の盛岡城下図の分析をふまえて、町々の成立を市の展開と結びつけ、経済面での変化の状況を展望している。本稿では、ほぼ同時期の城下町盛岡における祭礼・芸能、若者組の成立・展開の過程を追うなかで、町々の変化を見ていきたい。近世初頭の三戸から盛岡への町替え直後から「雑書」の記事のなかに、「御町奉行」（寛永二十二年三月一六日）、「御町」（正保四年四月一二日）、あるいは「盛岡御町之者」（承応元年二月一四日）などと呼んでいるのがあることに気付く。盛岡のほかに「御町」と呼称されていたのは三戸（寛永二十一年七月二〇日）など旧城下町とか、寛文四年に分立した城下町八戸⁴などでも見ることができると。こうした御町という呼び方を手がかりに、南部氏と城下の町々との関係を見ていきたい。

城下の町々がどう呼ばれていたかということだけでなく、雑書の正保五年正月七日条に年始の御礼に「御町之者」が城内に出向いている記事がある。寺社方は前日に済ませている。同慶安三年正月七日条には「諸職人、御町人」という順で年始御礼の御目見えをしている。承応三年正月六日条には、「其外寺社方中・諸職人・町人・三戸御給人、何も今日一日同下刻御礼済」と永福寺など五ヶ寺に続いて登城している記事がある。

盛岡では、こうして寺社方・諸職人・御町人の序列が町替え直後から見られていること、毎年年始の行事に組み込まれ、順番も諸職

人、御町人であることを確認できる。もちろん、御町人は年始の御礼だけでない。藩主の帰国のさいの出迎え（寛文五年五月一九日）とか、年末の歳暮ご祝儀（寛文七年十二月二八日）などにも席を連ねている。

「御町」が城中での儀礼のさいの序列だけでなく、実際に城下の町々がどう位置づけられているのだろうか、ここでは城中での御能拝見に注目していきたい。近世初頭での大名家における能・狂言の盛行はよく知られている。盛岡でも雑書に結構記載がある。この御能拝見の記事を読んだ印象は、当然のことだが能拝見のほとんどが城内、御本丸、御城居間などで、見物に集った顔ぶれは、殿様・奥方・若殿様、本丸女中、そして高知（大身）の者たちであるが、記事には「其外諸寺諸侍見物仕」（寛文八年一月二二日）とあるが、同一三年三月七日条には「御町之者も見物仕」と広がっている事が読み取れる。

もう少し御能拝見の状況を見ていこう。雑書の延宝二年七月一四日条には、「侍方妻子並町方之者妻子共二御能見物仕二と被仰出」、「侍方之妻子御座敷、町方妻子くり石之上二て拝之」とある。侍方の妻子と町方の妻子の見物する場の違いはあるが、それより町方の妻子まで御能拝見のために城内に立ち入りを許されていることは興味深い。こうした「町入能」については久留島浩「近世における祭りの周辺」⁷で、既に指摘されている。

城内で行なわれた芸能は能だけでなく、御能見物の合い間に浄瑠璃や操りなどの芸事が雑書の記事のなかに出てくる。雑書延宝七年三月五日条には「今日於御舞台御能実盛・松風・梅ヶ枝、此外狂言尽被仰付、惣御町之者共二為御見被成」とある。そのほか御城舞台

での曾我狂言、あるいは操り御覧など多彩である。この時期の雑書を読んでいて印象深いのは、こうした芸事が、どれも城内の居間や舞台で演じられており、観客も城内に立ち入ることが出来る、限定された人びとの前での披露であるという点である。そこに「御町」の者が入っているということである。

もう少し南部家、あるいは藩と城下の町々の対応の仕方を見ていきたい。これまで城内には南部家の信仰する三社（稲荷大明神、鹿島大明神、鳩森八幡宮）があった。雑書寛文二年四月四日条に、鹿島大明神の「旅所」の記事がある。鹿島大明神は城内を出て東方にある新城村三上古館に二泊三日の旅所を建立して祭礼を行なっている。

この祭礼は、「御旅所建立二夜三日御住居可為御祭礼候ハハ、武運長久、子孫繁栄可給云之」と祈願してのもので、この時の祭礼の次第によると四月四日から同六日までの二泊三日の滞在で、御輿の中に、行列は警固の足軽に次いで馬上の自光坊が多く、山伏を引き連れて先頭をきり、その後、町ごとに趣向をこらした装いをしての行進が見られた。御輿の供廻りとは別に、町々の最初は「一、十三日町大繰出し、金額、鉄砲廿挺、しろうき持一人、挟箱一挺、傘、ミのはこ、長柄二本、持筒三挺、弓立二張、持槍一本、引替馬一疋、馬乗一騎、歩行者十三人、沓籠持一人、けいこのもの十人」である。続いて葺手町、新馬町と続き、参加した町数は一九である。町ごとの顔ぶれはそれぞれ違う。子細にみると、金額（十三日町）、吹貫（葺手町）、大昇（新馬町）、唐団（油町、紺屋町）など、町ごとのシンボリックな出し物を中心に警固の人員、武器が前後についていると読み取れ、また町ごとの警固の人員（足軽）とは別に、鎧武者（葺

手町、新馬町、紺屋町）、鷹匠（油町）、中小姓（寺町）、騎馬（寺町）、山伏（久慈町）なども出てくる。付随して鉄砲（十三日町、紺屋町）、弓（寺町）や長柄（十三日町）、長刀（紺屋町、寺町）なども加わっている。まさに城下町々の祭礼という様相が記されている。

次に、寛文五年四月の大明神旅所への行列の状況をみていきたい。行列の組み方などは寛文二年と基本的に同じである。先頭は警固の足軽で、次いで自光坊四人、西福院も一人、定勝院は二人、計八二人の山伏が続き、その後、町ごとの行列になる。最初は葺手町で、「警固足軽式人まとい（白地木綿中二葺手町と晝）、吹貫（二本）、鎧武者式人（拔身長刀持、吹貫ノ本二立）、五十人にて引警固三人×五十五人」とある。続いて鍛冶町、油町と連なる。町ごとの参加で寛文二年のときと違うのは、一つは各町に「のぼり」（幟）が立ち、そこには町名が書かれていること、二つは「のぼり」などを載せた車（大かめ車・鍛冶町、大のぼり車・大工町）が出て、四十人、五十人が引いて運んでいることであろうか。「のぼり」を載せた車には、ほかに太鼓打ち、笛吹き、地うたいなどが参加して、合わせて一八町が参加している。町ごとの人数の最大は寺町の二四九人、町々の平均人数は八六・八人、人数を数えると全部で一五六三人になる。ほかに山伏は八二人。警固の足軽も七一人、総計で一七八七人が参加しての大行列である（寛文五年四月四日）。

いずれも城内を出て、町々も参加しての行列が新城村の旅所まで繰り広げられた。この様子を雑書は「恰如祇園稲荷之祭、一家士卒近郷之者共貴賤成群集見物之」と記している（寛文二年四月四日）。あるいは「君万歳之唱一節、深慮之威ヲ増ス（中略）、此所以君恩勝テカソヘカタシ」という、「此日貴賤百工も家業ヲ間断シ、視見

ヲ快ス」(寛文五年四月四日)とまで記している。いずれも城内を出て、町々も参加しての盛大なページェントが新城村の旅所まで繰り広げられたのである。

この二つの祭礼行列の最も特徴的な点は山伏(修験)の存在である。山伏たちの筆頭にある自光坊の南部家との関わりはよく知られている。それだけでない、自光坊は南部藩から二〇〇石の禄を受け、「山伏惣支配頭」である。¹⁰自光坊だけでなく、寛永期の盛岡城下図にも描かれている「山伏町」¹¹のほか、数か所に集住する西福院、定勝院ら山伏五二人が、町々の前に列を作る様子は強い印象を与える。しかし、行列の印象だけでない。そもそもこの祭礼行列の趣旨が病気や災難から身を護るための山伏たちによる加持祈祷というより、「君万歳」とか「君恩」に報いることにあるという点である。南部家の武運長久、子孫繁栄を祈願するものが正面に出ていることである。

その上で問題となるのは町々が参加している意味である。一見して「のぼり」など表向きは町々のまとまりはみえるが、京都の祇園祭のさいの町々と同じというより、南部家の居城城下の町々として祝意を表したものと見るのが受けいりやすい。仰々しい警護、異様な山伏集団のなかで繰り広げられる町々の祝賀の行列、という理解をするしかないように思う。

南部家と山伏の関係はこのときだけではない。毎年五月下旬ころには「国家安全、五穀成就」を祈願しての岩手山神社への藩主代参がなされている。雑書では寛永二年五月二七日が初見であるが、以後毎年五月下旬か六月上旬に南部家からの代参が必ず行なわれている。ここでも山伏が大きな役割を果たしている。岩手山神社の別当

は大勝寺が勤め、盛岡から山麓の里宮(新山堂)まで代参の行列を作って出向いている。「巖手山記」¹²によって行列の概要を記すと、先頭の足軽・山伏に続いて、唐櫃(奉幣並御納衣入り)の左右に山伏が固め、別当が乗った駕籠の後方を固めている。長い年月にわたって南部家と岩手山、そして山伏とのかかわりは深い。この延長線上に寛文期両度の鹿島社旅所への祭礼行列が生まれ、そのなかに町々が組み込まれていたとみてよいだろう。

南部家ないしは藩主導の祭礼、この寛文年間の鹿島大明神旅所への大行列は、あくまでも歴代藩主の信心や尊崇の念を領民に知らしめるという狙いに思える。権威のデモストレーションでもある。¹³山伏は藩主に代わって代参し、行列を差配する立場といえよう。¹⁴つまり、行列に参加した町々はまとまりはあるが、自分たちで祭礼を祀り挙げるようなものではない。町替え以後「御町」と言われ、御能拝見などに登城していた盛岡の町々はあくまでも城下の町々という位置づけで、祭礼行列は武運長久を祈願する性格のものといえよう。

2. 祭礼と八幡町の成立

延宝年間に見られた城内鳩森八幡宮の旅所として志家村の丘陵地に新八幡の造営が始まった。前述した寛文年間の鹿島大明神の旅所への祭礼と同種の、いわば延長線上にある。寛永期の盛岡城下図には惣構えの東側、志家村の丘陵地に八幡社はまだなく、八幡町は描かれていない。この新八幡の造営、神事(神輿・流鏝馬)、そして出車、練物・丁印の運行などについて、雑書などに基づいて詳細に検討さ

れた細井計の論文「盛岡城下八幡宮考」がある。¹⁵ この論文をふまえて新八幡や八幡町の歴史的役割について記していきたい。

新八幡の造営は延宝七年に始まり、同九年に完成している。雑書延宝九年八月一四日条には「八幡御旅所へ神輿臨幸」をはじめ、詳細な記事が収録されている。城内八幡本社から出発した行列は、先払いは足軽を率いた騎馬の町奉行で、榊、太鼓、長刀、弓などが連なり、その後には神輿となる。続いて射手奉行や射手が列をなし、最後は騎馬の物頭が足軽を率いて締めている。寛文年間の行列とこの限りでは同じである。神事としての馬場での流鏑馬も見物が出来るように棧敷まで設けられて一五日に執り行われている。新八幡での祭礼を終えて神輿は一六日には城内に還っている。

前述した城内からの祭礼行列は延宝九年の雑書の記事から引用したもののだが、もう一つ、ほぼ同文の史料が「那内郷村志」¹⁶にもある。ここに雑書にはない記事が見られる。「行列無量院定学院一丁計先二山伏出立ニテ通ル」、つまり山伏の一行は、行列の先払いの一丁も前に通過している。雑書はこの部分を省略したことになる。また、同じ箇所の記事で、「行列中央の神輿の両脇に山伏が侍り、続いて神主の金剛院の名も出てくる部分を雑書では「墨抹」されている。墨消しされた後の文言が雑書に記載されている。いずれにせよ、雑書（延宝期）には寛文期と比べ山伏の存在を小さくしようとしている形跡を読み取ることができる。

神輿渡御、神事執行、還御の過程で山伏の存在を小さくする一方で、大きく変わったところが見られる。それは祭礼の諸行事に八幡町の関与が目につくことである。祭礼行事の次第によると、①宮籠りしている流鏑馬射手の稽古や的の設置に必要な人足などは新八幡

町、あるいは八幡町検断が出し、②御輿御供のなかの御輿担、鉾持、幟持、獅子持、太鼓持、御甲箱持、御具足持の三二人も八幡町から出す。③流鏑馬射手の諸道具は八幡町検断が預かる。④八幡社木戸の鍵、同御宝蔵鍵などの鍵も検断預かり、となっている（延宝九年八月一四日、同月一六日）。

なかでも問題になるのは②の御町人足を八幡町から出すということである。行列のなかの「御長刀ハ御小道具之者、御弓二張、御矢立ハ御弓同心、御太刀ハ御歩行之者ニ為持申」してきたが、これを「御町人足持申事如何」ということになった。②の部分の人足を八幡町が出す、おそらく町に課された役負担の一つとして出させてもいいのかということである。念のため江戸にいた藩主に伺いを立てた上で御町人足を使うことにした経緯が記されている。もう一つは、こうした祭礼に欠かすことが出来ない存在である別当職を担う山伏との関係の変化である。③、あるいは④の管理の問題も、別当職＝山伏と町検断との分担が雑書のなかに明記されている。新八幡の別当は本堂の鍵などを預かる立場を保持しているが、これまでの立場よりはかなり下がり、多くの権限を町側に譲り渡しているという印象は強い。

こうした変化は何を意味しているのだろうか。新しく出来た八幡町はどんな町だったのかということにもなる。何といても南北に連なる城東の町々から外れ、外周部の堀を越え東へ延び、新八幡へ結ばれる町並みが形成されたことは大きい意味を持っていた。「盛岡砂子」（内史略本）には次のような記述がある。¹⁷

八幡丁 坂ノ上西三丁斗、延宝八年行信公八幡宮御造営に付元此地は水田成しを町家御建被成し也、此田租税に五百石の

潰に至る、依て御勘定奉行より別地御見立御宮建建立被仰付候様申上ければ、御意には仏社共片田舎にては不繁昌なるもの也、五百石斗の損失は不苦、見よ(一)十年も過ぬらば城下の繁昌、金銀融通に万民の潤に成べきなれば(下略)

たとえ新社地のため田租が減ったとしても、それを補って余りある「城下の繁盛、金銀融通」が齎されるという考えである。この点の検証は必要だが、極めて興味深い指摘であることは間違いない。

藩側の意図は別にして、ここでは選任された八幡町検断の検討から入ろう。注目したいのは新設の町の検断に就任した熊谷治兵衛である(延宝四年正月一九日)。前稿でも紹介したように治兵衛は四ツ屋町で下北や閉伊などの海産物の運上請負人として知られる、盛岡きつての豪商といつてよい人物である。延宝四年九月に新八幡で勧進相撲が催され、盛岡だけでなく領内各所に参加を促す立て札がたてられ、次いで同七年にも勧進相撲が開催されている。これらの勧進元は「四家町治兵衛」である。藩としても新八幡を維持していくために八幡町を設立し、その検断となったのが治兵衛である。検断となった治兵衛はその後さまざまな運上請負などをこれ以後「八幡町治兵衛」の名で引き受けている。雑書によると、八幡町治兵衛が延宝九年六月一三日条に「両閉伊野田浦より釜石浦迄海川運上」を六〇七両三步で、次いで翌天和二年八月七日条も七〇〇両で八幡丁治兵衛が請負っている。この運上は金額を下げながら貞享元年まで続いている。このほか天和三年九月一六日には鹿角尾去沢銅山運上金の金本となつたりしているのが雑書に記録されている。

もちろん、各地の特産品の運上請負人がいたからといって八幡町に関連する商売の存在を主張するわけではないが、雑書のなかには後

年も八幡町には魚類の運上請負などをして五十集(いさば)問屋がいたことは確かなので(寛保元年一月晦日、天明四年二月一九日)、町の設立当時の性格は持続されていたことは間違いないと見ている。

このように八幡町が設立されて、町の検断には盛岡きつての豪商がなる一方で、もう一つの変化が生じている。神事の中の流鏝馬が馬場で行なわれ、そこに「高知小知によらず見物」の者のため棧敷が設けられたことである。家中、侍中で高に依じて棧敷の広さが定められ見物できるようになった。その上で、城内の本社に神輿が戻つてからのことで、「新八幡御堂御立候付、御家中参詣之輩新八幡へ参詣仕、自今以後御城八幡へ参詣仕間敷候」(延宝九年八月一六日)となったことである。城内八幡には藩主家が参詣することは出来たが、その他の家中は旅所の新八幡へ行くべしと分離するようになったのである。これ以後、藩主の病状とか不幸のさいは城内八幡に参詣している記事が雑書に散見している。要するに、南部家の家中といつても、藩主の家筋の者と、そうでない家中一般との差別化が見られていくことである。

八幡社設立にともない、家中一般が新八幡へ参詣するようになったが、それだけでない。町々の者も八幡社の祭礼での芸能を目当てに集まるようになった。要するに新八幡に参詣し、八幡町に人々が集まる、賑わいが求められてきたのである。ただ当初から芝居などの興行が見られていたわけではない。細井計の前出論文では「延宝九年の最初の祭礼で神輿渡御と流鏝馬が執り行われて以来、この二つが八幡宮神事を中心になった」と指摘し、「宝永六年からは子供踊り・獅子踊り・剣舞踊りなどの練物が繰り出し、正徳三年にはねり物の

ほか丁印と山車が運行されるようになった²⁰と指摘している。つまり延宝九年の最初から町々が祭礼に参加したのでなく、時間をおいて祭礼に町々が踊りや山車で参加していったことになる。筆者もこの意見に賛成である。延宝九年に新八幡が移転設立されたと言っても直ちに賑やかな祭礼行列が見られたわけではないということである。

延宝期に設立した新八幡の門前に出来た八幡町を念頭に、ここでは祭礼が実際にはどう展開していったのかを見ていきたい。もちろん、延宝九年以後に新八幡の祭礼のさい、狂言芝居なども天和三年、元禄四年、同一〇年、宝永二年、同六年には、嶋原芝居などの興行が「勝手次第」として認められている。ただ、どれも単発的ともいえる。なかには元禄一〇年七月二四日条に「役者権六八月朔日より十六日迄、嶋原仕度由願上候儀兼て御免被差置候間、願之趣老中へ相達候と無之、嶋原仕候様ニと御町奉行上田八右衛門、権六へ申渡之」という記事があるくらいである。重視したいのは開催許可が新八幡の祭礼「神事」の一環として認められ、何時から恒常化していったということである。

前述したように神事とは神輿渡御と流鏑馬である。ところが宝永二年八月一四日条になると「新八幡御神事二付、如例年操嶋原狂言二芝居被仰被下度旨仙北町四郎兵衛並権六・兵右衛門御町奉行願上候所二望之通被仰付之」と記されている。芝居興行が神事の一環として認められるようになったのである。正徳三年七月一八日条に家老席に上がってきた諸願のなかに、町奉行からの案件として「来月八幡神事之剋芝居あやつり仕度旨権六・四郎兵衛申上、願之通被仰出之」と七軒町の権六などからの八幡祭礼のさいの芝居などの開催

許可の求めが出されている。翌正徳四年七月二九日の雑書には次のような記事がある。

一 八幡御祭礼之刻、軽わざ、あやつり、狂言之芝居、座本之者共願之通被仰付、御町奉行へ申渡之
一 右御祭礼以後、勧進相撲相立申度、吹出町善太郎申上、願之通被仰付、御町奉行へ申渡之

このように、八幡社神事の一環として芝居・あやつり・軽業が認められ、ついで相撲も加えられているのである。翌年になると、狂言芝居、操芝居、軽業が一括して認められている（正徳五年七月一日）。もう当たり前のように神事の一環だという名目を振りかざすこともなく、芝居や操りの興行が祭礼のなかで認められているのである。新八幡の賑わいはこうして創り出されていったのである。

新八幡の祭礼神事の一環として芝居や操りの興行が認められたと同時に、もう一つ盛岡の町々の新八幡の祭礼への参加の仕方に変化が生じている。祭礼行列に町印、笠ほこ、町子の踊りが組み込まれていったのは前出の細井論文にあるように宝永六年八月のことであるが、雑書正徳元年八月一四日条によると、

一 御城内八幡宮巳中刻御出興、此節御神輿綱御門先へ御出被成御跡へ大神楽、鍛冶町獅子踊、紺屋町・六日町・材木町子踊御供仕、御新丸御物見へ殿様御出御覽被遊、子おとり巳中刻より始末ノ上刻相濟、新八幡へ御遷座被遊

ただ神輿が城内を出て新八幡社も町なかを通るのでなく、神楽や町々の子踊りを見るため藩主が見物していると記されている。次いで雑書正徳三年八月一四日条には町印、笠ほこ、町子おどりがセツトになって上覧されたと記されている。

一 明十五日御祭礼二付て、御城内八幡宮御神輿巳之刻新八幡へ御遷座被遊、此節町印笠ほこ并町子ともおとり御新丸を二階より御覧被遊、夫より段々例之通行列にて新八幡へ被為入

こうした行列に町々の踊りなどが入ったことは祭礼行列の華やかさ賑やかさを象徴するような大きな動きだったろう。繰り返すことになるが、寛文期の両度の祭礼行列がただ旅所へのものだったのに比べると、延宝期になると社殿を作るだけでなく、門前に町を作り、神事の一環として芝居や操りなどの興行がはじめられ、賑わいがみられるなかで祭礼が行われたことの違いは大きい。こうした変化は盛岡砂子にあるように藩側の思惑通りかもしれない。しかし、別に大きな変化も生じていた。一八世紀に入った頃、盛岡の町の人びとにとって芸能への興味が広まっていた時期でもある。そうした状況を端的に示す次の事実を紹介しておこう。

本稿冒頭の箇所記した、城内で行なわれた御能に町の人びとがたとえ庭先であろう詰め掛けていたと記したが、これまで本丸の居間などでの限られた人びとによる御能拝見とは違って、宝永六年に城内新丸に舞台が造立されたこともあって本格的な能興行がわれるようになった。それだけでなく、町方の者が城内に立ち入ることを許されただけでなく、御能拝見の者にも大きな変化が見出されている。雑書宝永六年八月五日条に

一 今日於御新丸御能被遊候付、先頃不致拝見御町之もの共、手代・借家之者共二拝見被仰付、先達て御町之者共大勢拝見被仰付候処、及混乱候付御城より東方二御町之者共計為御見被成剛飯被下

とある。御能拝見を手代・借家まで広げて大勢になり混乱したことが記されている。これは、つい先ほどまでは考えられない状況が見られている。これでは城内での御能拝見も混乱は避けがたい。御能拝見が限られた人間を対象におこなわれたのではなく、奉公人や借家にもまで広がれば城内での混乱は当然のことである。

こうした事態は享保一六年にも起こっていることを「寺社町奉行留」²³で知ることができる。この時は各町の人数も分かる。城内に入つた町の人数は二二六七人である。芸能に関心を持つ者の増加にあることは確かである。こうした増加の背景は明らかに奉公人や借屋などの増加にあるのだろう。前稿では「享保期の本家と借屋を総数で見ると限り半々といつてよい」²⁴(二六頁)と記した。このような数の手代や借家も含めて城内に入り御能拝見に加わったことは近世前期と比較にならないほどの変化といえる。「御町」段階の限られた人数での御能拝見とは異なり、その背景には町々の人々の芸能に対する関心が格段に大きくなっているのである。

3. 拡大・変化の過程

この頃になると城下の町々の人にとって芸能面への関心は前代と比べるとずっと大きくなっていると思う。そうした状況を生み出したものとして、宝永、正徳期以降の変化を推し進めたのは新八幡の祭礼だけではない、城下のなかで、同じような祭礼が別に創り出されたのである。いわば、面的な広がりが見られたといつてよい拡大の状況が進展したのである。享保二〇年九月に城内三社の一つ稲荷大

明神の旅所が下小路屋敷に設けられ、賑々しい祭礼が行なわれていることが、雑書享保二〇年九月一日条に記されている。下小路屋敷は正徳年間、御用地に召し上げられ、御殿、葉園、あるいは舞台が設けられていた。

下小路稲荷社の祭礼神事は、新八幡の場合と同じで、城内本社から神輿が出て、太鼓が打たれる中を諸丁の丁印や練物が続いたが、雑書には狂言芝居（元文三年四月一四日）とか勸進相撲（元文三年五月一日）、あるいは能興行（寛保三年五月一七日）などの開催願いが記されている。あるいは明和元年九月の「稲荷御祭礼二付、音物笛之曲、唐線・見せ物仕度」（明和元年九月一六日条）といった願いも出されている。

内史略の著者横川良助が、「予が父の物語に、幼稚時猿楽御興行有之、今の御亭を御舞（マユ）二被成御興行、諸士、町拝見被仰仕、御泉水の辺り水中へかけ出し、棧敷の如く床を掛けさせられ諸士、町人の場割有之拝見せし由」²⁵、あるいは、「東都神田の祭事に均しき練物、出師物等誠に夥敷、小見せ物等も有て八幡御神事より猶賑々しかり」と記しているほどである。²⁶八幡社の祭礼に匹敵する賑わいがここ下小路でも見られるようになったのである。

もちろん、広がりには下小路稲荷だけではない。城内三社の残りの春日大明神も雑書元文四年二月二四日条に「此度春日御祭礼二付、八幡御庭之内にて為渡世操芝居仕度」という願いが出ている。八幡社の一画を借りての祭礼が行なわれている。同六月二三日条にも「春日社於神前來月朔日より五日迄、為御神事御能御興行被遊候」²⁷「武家方、町人百姓末々二至迄、老若男女共勝手次第拝見仕」として、祭礼神事と関わってさまざまな芸能が持ち込まれている。

こうして神事祭礼の芸能が拡大が見られたなかで、新八幡の祭礼と並んで大きい役割を果たしたのはやはり下小路の祭礼である。

注目すべきは下小路屋敷、稲荷旅所の位置である。新八幡の場合、城地の東側にあつて紺屋町・新町・肴町などに近く、宮古・遠野方面へ通じる街道と結ばれた町々、あるいは花巻・黒澤尻などへの奥州街道に接していたのだが、下小路の稲荷社の旅所は城北に位置し、本町・大工町・油町などに近く、さらに山岸町を経て野田街道に繋がっている。どちらかといえば、城北や城西の町々と結ばれているといえる。城内から下小路の旅所への行列の通路も仁王丁へ出て、三戸町・四家町・寺町・油町へ出て、下小路へのルートであつたが、安永三年九月には追手門から出て本町・油町・下小路の経路に変更されている（安永三年九月二六日）。どちらにしても城北の町々を通つて旅所へ向いている。さらに城外への結びつきも、野田街道は前稿²⁷でも記した通り、別名「塩の道」とも呼ばれた交通路である。面的な広がりが見られるということは、祭礼の月日が五月、八月、九月と変わるが、興味深いのは八月の新八幡の祭礼とは重ならないことである。そして手軽に芝居や相撲の見て歩くことができる環境が作られていたともいえよう。

城下の各所に向いてさまざまな芸能を楽しむことが出来るようになったと同時に、芸能の分野もさまざまな分野に広がりさらに芸能の担い手にも変化が生じている。それは雑書のなかに「小芝居」という文言が出てきはじめたことにも窺われる。たとえば、宝暦八年八月八日条の雑書に「於八幡町相立候小芝居（中略）願之通被仰付被下候得ハ願人其外三日町小商売仕候者共迄渡世之潤相成」とある。小芝居と小商売の潤いとが結びついている。また安永八年七月

二五日条には「来月八幡御祭礼二付、軽業小芝居追出」とあり、軽業興行と小芝居が結びついている。もともと狂言や歌舞伎のなかで場面の説明や局面の展開に登場してきた軽業が小芝居と結びつくのはおかしいことではない。また天明二年七月二六日条に「来月八幡御祭礼二付、女子供小芝居追出」ともある。小芝居が小商売の潤いとも結びつき、軽業などのとの親近性を窺え、女子供が小芝居に加わっている小芝居を意味している文言になっているのである。

小芝居という文言は、もともと歌舞伎を演ずる江戸三座以外の、規模の小さい宮地芝居などを指すものと思うが、単に小規模の興行というだけでなく、軽業など見世物興行と親近性のある、あるいは同格の手軽な興行といえるものが出てきているといえよう。また芸能と町々の関係がより結びついた、広範な支持基盤の上に成り立っていることを意味するようになっているのでないか。

ここでは少し視点を換え、見世物や小芝居を取りまとめ、あるいは取り仕切り、藩との窓口になったのは誰かということに目を向けてみよう。これまでの浄瑠璃や操りの興行を担う芸能集団については門屋光昭「盛岡藩に於ける芸能集団・七軒丁に付いて」が詳しい。²⁸この論文によると、北上川に面した仙北町の一画に集住していた芸能集団は御駒大夫を頭に「歌舞伎芝居、小芝居、軽業、からくり、大神楽」を扱い、他方、川向うの川原町には鈴江家がいて、主として「操芝居、浄瑠璃語」りを中心に興行が許されていると記述されている。確かに、前出の雑書正徳五年七月一七日条には、八幡社祭礼で七軒丁の御駒大夫、市右衛門、同権六に狂言芝居、軽業が認められ、他方で仙北町の四郎兵衛(鈴江)には操芝居の興行を認めている。注目されるのは言うまでもなく七軒町の御駒大夫らの

役割である。川原町の鈴江家が歌舞伎などの浄瑠璃や操りを主として取り仕切っていたのに対し、七軒町の御駒大夫らは小芝居、見世物などを扱い、両者の棲み分けが出来ていたことは大きな意味があると思う。内史略前一九には、御駒大夫は「御国中小芝居以下之見せもの等の支配を被命」とある。神事の一環とされてきた芝居や操りの興行だけでない、小芝居とか見世物興行もそのなかに結びついていることは間違いない。

このころ、全国的に見世物興行が急速に増えているが明らかにされてきている。³⁰そこから概要を示すと、①延宝・天和期の軽業、力持ち、あるいは元禄期の女曲馬、曲独楽など、そして奇形の人間など、近世見世物の基本形となるような趣向が見えるが、興行記録の件数としては低水準であるという。「こうした状況に新風が吹き込まれるのは宝暦から安永期以降のこと」と記し、胎児の成長過程をからくり仕掛けで見せたり、影絵やエレキテル類の舶来物品など、新しい傾向がうかがえるという。「宝暦期以降の初出興行件数は・・・高水準となつて表れ」ている。もちろんこの蟻川論文にみる時期区分は一つの仮説であるが、時期的に盛岡の見世物興行が盛んになったころは符合するのではないかと思う。雑書の享保、元文期ころの記事の中には芝居や操りのほかに、こま廻し(薬師祭礼)、人形からくり(米内薬師祭礼)、のぞきからくり(下小路稻荷祭礼)などが見世物で出ている程度であったのが、宝暦・明和の時期になると祭礼中に様々な見世物興行が見られる。雑書のなかから盛岡の見世物興行を拾い出すと次の通りになる。

○宝暦一三年八月、竹田人形ぜんまい唐線人形追出芝居興行

○明和元年八月、音物・笛之曲・唐線

- 明和六年八月、まりの曲追出し興行
 - 明和八年八月、力持之曲追出し芝居
 - 安永二年八月、羊之見世物
 - 安永三年八月、猩々水
 - 安永四年八月、ゑんかう鳥見世物、かに男
 - 安永五年八月、曲馬追出し、蛇遣い見世物
 - 安永六年八月、天狗鳥並ぎんけい鳥・こんよう鳥・さか毛鳥之鶴・くちやく鳥、右五品見世物興行、同年八月、墨男いかもの喰い見世物、同、きうくわん鳥、墨男、いかものくい見世物、きうくわん鳥見世物、孔雀
 - 安永七年八月、蛇娘、孔雀、水唐くり為見物・高野山之躰見物
 - 安永八年八月、力持之曲、かまぬけ為見物、御駒大夫願出
 - 天明元年八月、口力見世物、同ねこ娘ト申見世物、じゃこつ
- 盛岡の祭礼などでの見世物興行の傾向を大まかに括ると、①奇妙な唐線細工、②軽業、曲馬、③珍しい鳥獸などへの関心が強いと言えようか。さらに、天明期、あるいは寛政期に延長してみても傾向は大きく変わらない。もちろん、天明期の飢饉のさいも八幡社の祭礼は大きな打撃を受けている。天明三年八月の場合で見ると、狂言芝居（浄瑠璃）は晴天二〇日興行の予定が入りのため延期したり、操も同様の状況である。相撲も晴天五日興行のところ一日だけになっている。このほか漫才・小芝居や見世物（安福寿魚為見もの）も同じで、どこも早く小屋仕舞いや棧敷料、対応に右往左往している。とはいえ、翌天明四年の祭礼は狂言芝居や操興行、浄瑠璃、あ

るいは見世物の曲馬、勧進相撲などが目白押しで人びとを集めている。生か死かギリギリの段階に追い詰められた人間の少しでも期待できるような思いや行為に救いを求めるのであるうか。それらが祭礼神事の中の珍しい動物、奇妙な細工物、生人形の想像力といった見世物興行によって、自分たちが生きぬくことの意味や興味といったものをストレートに表現してくれているからではないだろうか。

論点を戻そう。もともとは祭礼神事の一環として浄瑠璃や操、あるいは相撲の興行を許され、さらには見世物まで興行が認められていった。しかし、ここまで来るとこれも神事の一環と言えるものだろうか、という疑問を興行を認めた側から出てきても可笑しくない。あるいは、祭礼に人びとが集う賑やかさを求める気持ちにはわかるが、もともとの趣旨からは逸脱しているのではないか。いずれにせよ、旅所での神事を通して多くの人びとに支配者の存在を意識させるといふ当初の思惑は薄れてしまってきたのでないか、と思う人がいても不思議ではない。いずれにせよ、神事の一環だということそのもの意図とはだいぶ離れたところに来ているのではないか。そんな思いを持ち始める人々が出てきても当たり前だ。宝暦ころの雑書のなかに、「本信心無き」賑やかさを懸念する記事を見出すことができる。紹介しておこう（宝暦五年七月一三日）。

一 押付鳩森八幡御神事も被仰付候事二候得は、或は茶屋等かけ候得共、本信心一通り之儀二候得は、余り賑に無之候ても不苦事二候、近年何となく取はやし賑に罷成候、御城下にて就中余り左様之事有之間敷事候、諸人困窮之時節、右躰之儀無用成事二候、併致参詣候ものハ信心之志にて可参候、栄耀なくさみ二参り候事無用之事候（下略）

ここに書かれていることは藩側の本音だろう。祭礼に賑やかさがあることも大事だが、それは本信心の心根があるからこそ認められているのだという。神事の一環として様々な人集めがなされているがやはり行き過ぎた賑わいを懸念しているといえよう。

雑書に記載されている寛政期の見世物興行の状況を小林文雄の論文³¹にある一覧から見ても、写し絵影、から栗、ひつじ見世物、こま廻し見世物などこれまでと換わらず興行されている。こうした事態が継続されることによつて参詣の傍らに楽しむとか夢を見るということではなく、そもそも初めから楽しむことが目的で集る、寄り合うということがなされる事になる。いわば祭礼の時だけでなく、日常的に芸能や見世物と出会える盛り場が町の中に成立することへの警告がなされるようになる。それをはつきりと指摘するようになったのである(文化五年閏六月四日)。

神社へ諸参詣之儀、三社下小路稲荷等へ、御上にて御祭事被成候上、御直詣も被遊候程之神社候間、御祭礼之節は別て一統参詣可致事二候、右二准外々神社共二銘々信心も可有之、不沙汰無之様可心懸候(中略)

且又神社祭礼等之節何レ諸見物事等有之候得は、参詣ハ不致、見物のみニ罷越候もの杯も有之哉ニ、先ツ参詣心懸、以後諸見物等いたし候筋二有之候(下略)

宝暦期では本信心なき者たちの賑わいを懸念していたのが、文化期ではついに「参詣ハ不致、見物のみ」という人々が多くなつてきていることを記している。とはいえ、そう簡単に状況が改善できる時代でもない。ともあれ、宝永・正徳の時代に始つた神事の一環としての芸能興行というのも、一つの転換点を迎えたといえるのでは

ないかと思う。

5. 町の賑わい、人びとの生活

祭礼の神事に芝居や相撲が奉納されるだけでなく、怪しげな見世物の小屋が置かれるようになって賑わいを求めると雰囲気も一変してくる。人びとの興味や関心の赴くままに動くようになり、金や性への欲望が露骨に表れてくる。博奕・賭博や色欲が祭礼の賑わいのなかで顔を見せてくる。盛岡では新八幡や下小路での祭礼に乗じて人びとが集い、賑わいが生じている。注目されるのは、祭礼に関わる数日の限られた時間の中の異空間が成立したわけではない。それは八幡町の成立が齎したものである。

城周りに出来た城下の町々と接続する新八幡の門前に出来た町にも大きな変化が生じている。前述したように、町の検断には盛岡きつての豪商が就任する一方、多くの借家が居住する町々になっている。とはいえ、この八幡町の性格を象徴するような存在として、やはり新八幡の祭礼などと関わる参拝人たちが立ち寄る芝居茶屋などが出来ていったことである。茶屋を舞台に博奕が流行り、接客する遊女が存在が目立つようになったのである。

雑書のなかに「従前々博奕遊女等指置候儀堅停止」なのだが、最近は疎かになつていたので改めて厳しく「此旨急度御町へ申渡(享保一九年七月二六日)す」とある。「御町」意識からすると看過できないことなのだろう。この警告が具体化した元文三年四月一〇日条の雑書に、最近の「神事祭礼之節は、下々之者げんへいと仕候者

も有之由、尤常々も近在野山におゐて右之類有之旨相聞得候付、猶又此度殿御改め御吟味被成仰出候、依之御町近在共博奕等之宿仕間敷」とある。これらは、まだ一般的な警告であるが、雑書宝曆二年二月一五日条には家中五人に博奕を興じたとして身帯取上、格下げ、他家預けなどの処分が記されている。小知の家中だけでない。町々の人間も八幡町の茶屋の出入りが激しくなっている。雑書明和八年一月九日条に「八幡丁芝居茶屋ニて致博奕居候二付」、取り押さえ牢舎入りとなった水主の借屋人などの事例が記されている。

博奕だけでない。遊女の内容も雑書のなかにしばしば登場してくる。延享三年三月に八幡丁の検断と肝煎が呼び出されている。

其方共支配丁内之者共之内、遊女抱置座敷を拵置客対等仕候者も有之様、兼て相聞得候付、度々吟味之儀申付候処、兎角申付相弛候故去冬町内にて右類儀相聞得候付御徒目付を以御詮議被成処、右躰之者数人有之、其者共相応之御片付被仰付候（延享三年二月四日）

この時、遊女を抱えている八幡町の一三人が名指しされている。家中の者でも博奕に引き込まれるのが出ている状況はそう特別なことでもない時代になっていた。祭礼神事にかこつけての遊女が侍り賭け事がなされることが、これ以後宝暦・明和期に摘発されるケースが相次いで出てくる。

神社祭礼有之、都て賑成所若キ者共入込、男女参詣之指支相成段相聞候、右於場所茶屋杯遣ひ候義、在郷より参候者は格別、御城下住居之者ハ茶屋ニて認等致候ニは及び申間敷事ニ候、茶屋へ入込申者ハ故有事ニ相聞得候、惣て刀を帯候者茶屋杯へ入込居候ハハ、名本間届置可申出候（宝暦三年七月

一二日）

とある。この記事は在郷（知行地）から来た家中の者ならともかく、家中と思われる若き者が帯刀のまま茶屋などを遣うようなことはあつてはならないと警告を発している。こうした若き家中の者というのは前述した博奕などを興ずる家中と重なってくる。ここには祭礼や茶屋を介して既存の秩序意識に捉われない若者たちが登場し、さらには町々の若者たちの動きに出てくるのは時間の問題といえよう。

家中の者ばかりでない。盛岡砂子に宝暦の頃のこととして「呉服町・本町辺都て諸店の手代番頭此の遊びの為に主家の金銭諸品を掠取、遊女通の為に諸店大いに迷惑ニ及」ぶと記されている。雑書の記事には現在鍛冶町の借家治兵衛に「其方儀、八幡町住居之節、娘を遊女躰ニ仕」ると廻り御役に咎められているが、言い逃ればかりしているので、盛岡から追放ということになっている（明和四年七月二一日）。もちろん、八幡町だけでなく、盛岡町中が「御町」の段階から変わろうとしている。

なかでも注目したいのは、奥州街道の出入り口で八幡町にも近い川原町や仙北町の様相である。川原町と仙北町の旅籠屋渡世、船間屋が四人は、

宝暦十二年川原町・仙北町ニおいて旅籠屋渡世仕、飯盛女二三人ツツ差置旅人之給仕為仕相続仕度旨、願之通被仰付置候得共、旅籠屋名目御差支之儀有之ニ付、別段名目ニて渡世可仕旨、去春被仰付候節船間屋船荷物宿并菓子・麵類商売、碁将棋・的場楊弓会所願上候処、船間屋船荷物宿并菓子麵類之儀は勝手次第、外会所之儀暮六時限寄合候様被仰付置候処、

頃日二至不埒之儀共有之様相聞得、被遂御詮議処、右商売二
ては相統渡世成兼候間、致馴候渡世故、秋田・八戸より女為
呼抱置、人寄渡世仕候段白状候(下略)

この記事は、飯盛女二、三人を置いて旅人の給仕をするようにしたいと願出ているが、旅籠屋の名前では無理なため他の名目で営業を許されていた。ところが、やはり秋田・八戸などからの女を呼び寄せ、飯盛り女として抱え置き人寄せをしていることがわかり、いずれも追放されている。両町の検断も不吟味が問われ、検断役を取り上げられるという処分をうけている(明和八年九月二三日)。

城東の肴町、石町、馬町でも、人寄せのため酌をする遊女(売女(躰)の小宿を営んで追放になっている(安永八年四月二日)。さらに城北に入る寺町、油町でも同じである(安永九年二月二四日)。ここはまた交通の便利がいい場所でもあった。前稿で指摘したように、下小路の北東に続く山岸町は野田街道に接し、領内交通の便がよいところでもあった。

城下の町々のなかに博奕とか遊女の存在が目立つようになった。この背景として指摘できることは、前述したように町々の賑わいをもたらす、芝居や相撲、そして見世物などの興行が八幡町を中心に広がっていたことにも関りがあるのは間違いない。ただ、こうした背景にはそれなりの社会的、経済的な事情がある、ということである。前稿で指摘したように、領内流通網の再編のために安永期の五口令が出され、城下町盛岡の出入り口となった町々に変化を与えていったのである。³³しかし、そうした流通路の変化にともなう変化は当然マイナスの部分も含んでいる。博奕の流行それ自体は南部藩自体の深刻な経済事情の反映ともいえるし、ひいてはそれが博奕同然

の行為と紙一重の行為となつて現れたのではないかということである。藩当局から「金・米・銭借貸並博奕同然之致方有之」(安永二年六月八日)という警告が出されるところに深刻さが窺える。

賭博行為に関する事例を読んで感じるのは、小知の家中たちの関りである。こうした家中の遣り繰りや認識は町や村に広がっていた無尽の普及とも無縁ではないだろう。あるいは茶屋遊びや遊女の存在は、別の面から見ると経済事情の反映ではないかと思う。接客行為自体は広汎な社会的、経済的な活動が活発化した一面ともいえる。もちろん、深刻な凶作、飢饉の影響も当然あるだろう。こうした背景をふまえて、城下の町々の状況はかつての「御町」として存在した時期とは異なる様相を示すようになっていったのである。

6. 町々の担い手

「御町」という枠組みを残しながら、その実態は博奕が流行し、遊女を抱える町々という異質な存在になりつつあった。こうした変化の先にどんな町々が、そしてどんな人びとが見えてくるのだろうか。近世初期に城下の町々として役の体制に組み込まれて存立していたが、中後期になると様々な局面で修正や変化に追い込まれていた。

いくつかの事例を紹介しておこう。藤ヶ森大明神は本社や神楽堂の修復費用に充てるため「御当所並秋田より若者共呼集」め、神前草取相撲を行なっている(天明二年六月一五日)。同じ藤ヶ森大明神で一之鳥居の額と神楽殿の屋根吹替えのために、「七軒丁若者共呼集大神楽芝居(天明五年六月一四日)を行なっている。どちらも

地元では「自力及兼候間」という事情があったため、見物の者から
の木戸銭、蒔銭、棧敷代で老朽化した鳥居などの建立資金の補いを
したいというのが目的である。あるいは雑書寛政二年三月八日条に、
下小路稻荷の祭礼で弁天御開帳の賑わいのため、「在々御町之若者
打寄」り、相撲興行をしたいと願出ている。とにかく賑わいを作り
出したい、そこで何らかの資金を得たい、という切実な事情があっ
たのだろう。

こうした勸進名目での事例は全国的に多くなっている。³⁴ これまで
の決まりきった役を負担すれば成り立った町や村ではなく、または
検断や肝煎ではもともと対応できないのか、経済的な裏付けがない
のかは別にして、現実的に対応できる組織、集団が必要だったの
ではないか、若者たちが手っ取り早く資金を獲得できる手段として相
撲の興行が多いことは印象に残る。芝居もあるがこの場合は七軒丁
の若者たちが参加している。さらに町々の祭礼と若者集団の関わり
を見てみよう。雑書寛政四年八月二日条には次のような記事が書き
込まれている。

一右同断（八幡社御祭礼、筆者注）二付、八幡町若者虎米囃
方仕、十四日・十六日両日之御行列御供仕度旨、八幡町鉄
之進願之通、

一右同断二付、馬町若者共御備餅形奉納仕、神輿御行列之節、
右若者共台車ニて御供仕度、尤宿願之儀御座候付、当年よ
り三ヶ年御供仕度旨、馬町惣八願之通、右何も御町奉行へ
申渡之

どちらも、八幡社祭礼の行列、あるいは山車（台車）への具体的
な参加の仕方を提案し、藩側に認めさせている。前者は祭礼行列へ

の自分たちの参加の願いであり、後者はその際の台車の上の造り方
についての申し出である。このように祭礼のさいに町の名目では
あっても実質的には若者たちが担っていることを示している。さら
にそれだけでなく祭礼のさいに山車を造るのが若者たちであるこ
と、町が中心になって山車を作るのでなく実質的には町の若者たち
が中心になっているのではないかと考えている。町は役を負担する
などの行政的な仕組みなどを果たすことは出来ても、そもそも祭礼
などの行事を運営することは容易でなかったといえないか、それだ
けの力量はなかったのではないか。そんなことを小形信夫『盛岡八幡
宮祭りの山車行事』³⁵から教えられたからでもある。

小形氏はそのなかで、明治時代の山車行事について、「廃藩後の
祭礼行事については南部家の庇護はなくなり、すべて氏子たる町方
の支持に拠るようになった。神輿渡御の諸役はもちろん特に丁印、
山車の出場には多人数の参加と多額の経費を必要とするものであつ
たが、これら行事執行の主体となったのは後述の南部火消しの伝統
を受け継ぐ消防团组织であった」（同書二〇頁）と記している。や
や長文で、本来なら注記に廻すべきものかも知れないが、関係者の
証言として重視し本文中で引用することにした。もともと多額の経
費と人数を必要としていた山車行事を明治以降も担ったのは火消し
Ⅱ消防团组织だったことは極めて興味深い。もちろん、さらなる検
証が必要だが、火消しⅡ若者集団Ⅱ祭礼の結び付きは近世後期の
盛岡の町方を分析するさいのキーワードになるのではないか。

話を戻そう。社寺の修復、祭礼行事の運営などを通して、既存の
町の機能の強化、補強に若者たちが参加していることを雑書か
ら読み取ることができる。そうした傾向と無縁ではないのが鳶など

を含めた町火消しの登場である。祭礼の山車や丁印といった行事執行を担ったのが火消したちであったことは前出の小形氏の著書から推察できる。

盛岡では城下町になって以降、長い間火消しは武士たちの役目であった。安永七年四月の大火のさい火消しの頭は家中筆頭ともいえる八戸氏で、火災現場の分担も武士だけである(安永七年四月一日)。こうした防火対策に変化が見られるようになったのは天明・寛政期以降である。

明和九年三月に竜土水一〇丁を町方に預けることになり、天明八年に改めて町々へ配分されている(天明八年四月一日)。雑書寛政一一年二月一七日条によると長町の二五人から「上丁橋より手前之若者二十五人組にて鳶火消し相勤め申度」という願書がでていた。問題は経費で設立時の町方負担は八割、残りは藩が負担している。毎年の経常費も八割を越す分である。惣町検断のほか分限者から助け合い分として援助受けている。この負担は「御町方より得手伝申度、物屋共へも相頼」み調達している。この「物屋」とも言われた分限者たちの支援で町の火消しが活動できたことの意味は大きい。こうした対策の整備は、やがて全体の町々に及んでいった。文化一〇年六月二四日条には鳶五〇人の配置を定めている。既存の町が対応できない状況に現実的に対処できたのは若者集団であった。雑書天明四年四月四日条には、長町、あるいは鉈屋町の火災の際の相撲取り三人や大工、町々の人々が消火したとして表彰されている。また寛政五年五月九日に上小路組町に火事があり、八幡町一〇人が消火に尽力し、骨折した二人を含めて褒美を受けている。町方への表彰というのは、これまでには見られなかった対応である。

町火消しの登場と町々の若者たちの存在は、様々な祭礼行事にも大きな力を発揮し、町の現実的な問題に対処できたことは大きな意味があったといえる。これはこれまでの町の機能に補完するようなものともいえるが、大きな変化といえよう。印象的なのは既存の町とは別に、年齢階梯的な若者集団の存在を読み取ることが出来ることである。³⁶

こうした状況に注視したのが横川良介である。横川は「内史略」后六で次のような指摘をしている。「此御代、町家に親方分(亦若者頭)と云者を立て、数多の若者共を手に付け是を子分と昌ふ、その組々を分ち、党を立て肘を張て常に横行す」(内史略 后六)、彼ら同士の間で喧嘩、公事沙汰など出入り、または仲直りに及ぶ、これらは火消し鳶の初りとも関わり、その組々有て初れりと記している。横川は続けて次のように記している。

毎丁此若者組有にはあらず、仙北丁、鉈屋丁、馬町、八幡丁、吹手丁、大工丁の類風俗なり、神社祭礼の賑ひねり物等、種々の趣向を花美を尽し、或は芝居、角力銘々蟲扇の者に依て、幟、幕、酒肴、菓子、目録の積物の花、或は車に装ひて押出し杯するの類、皆此親分子分の若者共の仕業にして、悉く此御代に初る。

内史略のこの記述の内容は、前述した若者たちの生態を生々しく描いている。この記述は、勧進寄進や祭礼興行、あるいは町火消しの成立と結びつくもので、「筆まかせ」などから具体的な状況を知ることが出来る。もちろん検断や肝煎など若者たちを取り囲む様々なしがらみについて考察しているわけではない。また城下全体の町々を若者組、親分子分の視線を括っているわけではないが、注目すべ

きは変化の動きをいくつかの町々（地域）に限ってみていることである。町々全体が均等に变化しているわけではなく、さまざまな原因と関わって変化が生じていることを指摘している点である。

もう一つの問題は横川がここで「此御代」としたのは何時の時期をさしているのかということである。内史略后六に収められている史料の年代は文化初年から文政初年にかけての時期のものである。一方、天明四年七月から文政三年六月まで藩主の地位にあったのは利敬である。藩主の地位にあった利敬の時代とはほぼ一致するので、「此御代」と言うのは天明後半から文政初年の時期、いわゆる化政期を描いたものとみて間違いないだろう。その点を前提にした上で横川良介の内史略の記述は町替え以後の盛岡の町々が大きく変質していることを示唆する貴重な指摘をしているとみて間違いないと思う。

盛岡城下の町々は、近世後期、それも化政期になり横川良介が指摘するような若者集団、親分子分の存在が目立つような町々になり、他方、流通経済の活発化や盛り場の町々を作り出され、膨脹した役負担を担わせるため城下に隣接する村を編入している。こうした変化の動きはこれまでの検断や肝煎りたちによる「御町」の段階とは異なる性格の町場となっていたことを示しているように思う。

まとめ

多岐にわたる論点を提示した本稿の性格に応じて改めて整理してみたい。①は、寛文期の祭礼行列と山伏（修験）との関係である。「修験道優勢地域」⁴⁰のなかで、藩主家の信仰する社寺への祭礼行列は山伏などが主導するものとなり、町々は統治者への謝意を表する参加者になっている。②では、延宝期の新八幡設立にさいして大きく変わったのは山伏の地位を低下させ家中一般の城内八幡社へ参拝を禁止し藩主の存在の隔絶性を知らしめ、他方で領民により直接的にその存在を知らしめようとしている。そして新八幡の維持運営を新設した八幡町に負担させ役の体制に組み込むことを可能とした。

③として、新八幡での祭礼の賑わいを求め、その神事の一環として芝居などの芸能興行を認めた。また城内からの祭礼行列に町印などを掲げた町々が参加するようになる。④としては小芝居に着目した。雑書を見ていくと小芝居は軽業など見世物興行と兼ねたり、女子供小芝居ともいつているので、簡便な小規模な興行形態と推察できる。芝居興行といっても実質的には見世物興行との接点になっている。⑤は、芸能享受の広がり、人びとの好奇心の高まりやもつと世間を知りたい願望に応える形で、これでも神事の枠の中に入るのかと思えるような見世物興行が展開し、やがては参詣もせずに「見物のみ」という盛り場化への道を取り出している。

⑥では、新しく出来た八幡町では茶屋などで遊女が接客し博奕が流行る場ともなった。こうした賑わいは祭礼とか芸能の広がりだけから説明するのではなく、経済が活発化した反映ともいえるように思う。⑥は、城下の町々は「御町」＝役を負担する町という段階から

大きく変っている。役を負担する町からの修正、変化に迫らられていた。なかでも社寺修復、祭礼、火消しなどで現実的に対応しているのが若者集団であった。⑦城下町盛岡の変化は若者集団をふまえた若者頭Ⅱ親分の存在が目立つようになったが、それだけでない流通経済の活発さと絡んで村から町へ組み入れられた地域や町役を負担できる層の増加が急速に増えていったりしている。こうして変化も含めて近世後期の城下町は変質していったといえよう。

注

1. 松本四郎「書評岩下哲典ほか『城下町と日本人の心性』」(岩田書院刊)、日本歴史八一九
2. 松本四郎「城下町変質の構図」(都留文科大学大学院紀要三三)
3. 『雑書 盛岡藩家老席日記』一〇四五、(一九八六年)二〇一九年)、以下『雑書』を引用する場合は一々注記せず、カッコ内に年月日のみを記載する。
4. 『新編八戸市史』史料編近世一(二〇七頁)
5. 深谷克巳『百姓成立』塙書房(一九八三年)の「御百姓」論と関連して「御町」に注目した。
6. 武井協三「芸能を樂しむ人びと―歌舞伎・浄瑠璃と能・狂言」一九九三年『日本の近世』一一
7. 久留島浩「近世における祭りの周辺」歴史評論四三九号、一九八六年、同「祭礼の空間構造」日本都市史入門1空間一九八九年)

8. 旅所については和歌森太郎「日本民俗学概説」(和歌森太郎著作集九―一五七頁)一九八一年、弘文堂を参照した。
9. 『南部史要』明治四四年版、四二頁
10. 『内史略』(岩手史叢)二卷―二二三頁、三卷―九一頁、森毅『修験道霞職の史的研究』名著出版一九八九年
11. 「寛永盛岡城下図」(岩手県立図書館蔵)には「山伏町」とあるが、盛岡砂子には「山伏小路」で紹介されている。
12. 「厳手山記」岩手県立図書館蔵
13. 渡邊浩「御威光」と象徴」思想七四〇
14. 近世の在地修験(山伏)については宮本袈裟雄『里修験の研究』吉川弘文館一九八四年、同『里修験の研究続』岩田書院二〇一〇年、松野総子『近世在地修験と地域社会』(二〇一八年、岩田書院)による。なかでも松野氏の「修験道優勢地帯」の設定や研究史整理は有益であった。
15. 細井計「盛岡城下八幡宮考」岩手大学文化論叢五、のち『雑書の世界』(岩手復興書店二〇一六年)に収録
16. 南部叢書五―一二頁
17. 内史略三―八六頁
18. 渡邊信夫『幕藩体制確立期の商品流通』
19. 注2に同じ
20. 注15に同じ、『雑書の世界』六七頁
21. 東北各地の城下町や湊町の祭礼などについては高牧実『近世の都市と祭礼』(吉川弘文館二〇〇〇年)は貴重なデータを提供してくれている。盛岡を軸にするなら弘前、八戸、会津若松を含めて考え、対照的な状況を読み取れる久保田、鶴岡を含

- めて、東北全体への展望を試みる事が出来る貴重な成果を挙げてゐる。なかでも八戸の祭礼行事の分析は盛岡との関係から見て重要である。三浦忠氏司氏らの『城下町八戸』などの業績をさらに積み重ねる必要がある。また、東北の祭礼行事を考える場合に不可欠な仙台の事例が必要なことは言うまでもない。
- 22 内史略四―一七三頁
- 23 「寺社町御奉行留」（岩手県立図書館蔵）享保一六年。この時の城内の混乱を奉行所留には「昨十三日御能興行御町之者妻子は拜見被仰付候所ニ大勢ニ而御白洲江通兼罷帰候者有之様御聞達候、其上大勢込合居益々罷帰候者有之候」。奉行所留には、この後始末のため日を改めて追加の公演をすることになったことが記されている。雑書にも、この追加の興行のことが記されている（享保一六年四月一四日、同一九日）
- 御能拝見の人数が急速に増えて言ったことは江戸でも同じで、注7の文献が記されたあとの状況について戸沢行雄『江戸町人の生活空間』（塙書房二〇一三年）には橋詰広場での勧進能が詳細に記述されていて興味深い。
- 24 注2に同じ
- 25 内史略三―一五〇頁
- 26 同上四―一九一頁
- 27 注2に同じ
- 28 門屋光昭「盛岡藩に於ける芸能集団、七軒丁に付いて」（民俗芸能研究四、一九八六年）、のち『淡路人形と岩手の芸能集団』（シクナル社、一九九〇年）に収録
- 29 内史略三―一〇九頁
- 30 見世物興行の研究文献として下記のもの参照した。川添裕「見世物をどう理解するか―近世後期の興行件数と見世物絵から」芸能史研究一四八、同『江戸の見世物』岩波新書、二〇〇九年、蟻川誠「見世物の境域―近世的区分における初出興行件数から」花園史学三八、二〇一七年、同「近世見世物における趣向の変遷と複合化」花園史学三九、二〇一八年
- 31 小林文雄「南部藩における芸能興行と権威支配」（東北大学「日本文化研究所研究報告」別巻三二、一九九四年）
- 32 内史略三―一〇八頁
- 33 注2に同じ
- 34 松本四郎『城下町』二四六―二四九頁
- 35 盛岡市文化財シリーズ一六、（一九八六年）
- 36 若者集団（若者組、若者仲間）についての近年の研究成果や評価を紹介しておきたい。①渡邊浩一「在郷町における町年寄・若者仲間・祭礼」（渡邊信夫編『近世日本の都市と交通』）、のち『近世日本の都市と民衆』（吉川弘文館一九九九年に収録）は奥州郡山の鎮守祭礼組織と若者仲間を取上げた研究である。②またその中で取り上げられている澤登寛聡「『一揆』集団の秩序と民衆の正当性観念」（歴史学研究五四七、一九八五年、のち『江戸時代自治文化史論』（法政大学出版局二〇一〇年収録）には日光の門前町を取上げ、祭礼との秩序と若者仲間の役などを検討している。③これに対し吉田伸之は「都市民衆世界の歴史的位相」（歴史評論）五六三、一九九七年、のち『伝統都市・江戸』（東大出版会二〇一二年に収録）で、かつて竹

内誠が「江戸に於ける法と喧嘩」(史潮新七、一九八五年)で
取上げた浅草寺境内若者仲間的事件を改めて検証している。

37 内史略四―三六五頁

38 『日本庶民生活史料集成』13に収録、なお注31の小林論文を参
照

39 内史略本については工藤利悦が『盛岡藩歴史史料ガイドⅡ』
七四頁で問題点を指摘しているが、本稿はそれをふまえて記
述している。

40 注12の松野聡子『近世在地修験と地域社会』三三頁

後記

この段階になってお会いしたかったお二人の先覚を喪ってしまっ
た。加藤章さんと細井計さんである。加藤さんは上越教育大学の学
長をやっておられた当時、ある自治体の企画に関与して数回お会い
して以来の関係である。加藤さんの若い頃のお仕事を含めて近年の
研究状況を盛岡でお話できる楽しみを奪われたことは残念であ
る。

細井計さんとは実はお会いすることはなかった。年齢的には近い
のだが、論文抜刷をお送りしたさい、『雑書』の世界』(岩手復興
書店二〇一六年)をいただいたことがある程度であった。『雑書』
復刻の校閲責任者でもある細井さんにはこの論文が出来たらお送り
し、盛岡でいろいろとお教えを受けたいと思っていた。細井計さん
急逝の報せは驚かされたといつてよい。残念である。お二人のご冥
福をお祈りいたします

受領日…二〇一九年十二月二日
受理日…二〇一九年十二月四日